

自分の特技を生かしませんか

募集



令和6年度「かなみ学びの杜講座」講師

問合せ先/生涯学習課 (979-1733)

初心者の「生涯学習のきっかけづくり」と「町の生涯学習の推進」に積極的に協力できる講師を募集します。

○対象

- ▶自分の趣味や特技、仕事で培った技能や知識などを生かして、指導または講義ができる人
- ▶人に教えたり、伝えたりすることを生きがいとして活動できる人
- ▶「かなみ学びの杜講座」の運営に積極的に協力できる人
- ▶令和5年度「かなみ学びの杜講座」で教室を開講していない人

○学習内容

初心者を対象とし、年間を通して一貫性を持たせた連続型の学習ができるもの(講座回数は10回～25回、1講師1教室)

○申込み

10月10日(火)までに、「開講企画申請書」を文化センター窓口へ提出してください。「開講企画申請書」は文化センター窓口または、町ホームページからダウンロードできます。申請書を提出後、事務局と面接を行います。

趣味の仲間を増やしませんか

募集

地域に協力しませんか



運転ボランティア養成講座

問合せ先/社会福祉協議会 (978-9288)

運転ボランティアとして活躍いただける仲間を募集します。支えあいによる外出支援活動を安心・安全に実施できるよう運転ボランティア養成講座を開催します。講習内容は、国土交通省の認定カリキュラムで路上講習を含みます。2日間参加し認定された人には認定証が交付されます。

○日時

10月30日(月)、10月31日(火) 10時～16時

○場所

保健福祉センター 多目的研修室、公道

○対象

移動支援に関心のある普通自動車運転免許をお持ちの人(養成講座のカリキュラムに実車講習があります)

○募集人数

15人

○申込み

10月20日(金)までに、社会福祉協議会の窓口か電話でお申し込みください。

募集



令和6年度「かなみ学びの杜講座」サークルや同好会の新規会員の募集案内を掲載しませんか

問合せ先/生涯学習課 (979-1733)

令和6年度「かなみ学びの杜講座」の受講生募集案内に、会員を募集するサークルや同好会を掲載します。

○対象

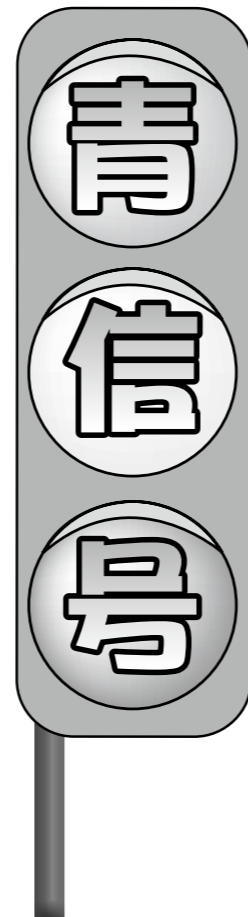
町内公共施設で活動しているサークルや同好会で、新規会員を募集している団体(内容によっては掲載できないことがあります)

○募集団体数

15団体(先着順)

○申込み

9月15日(金)～10月17日(火)に、申込用紙を文化センター窓口へ提出してください。申込用紙は文化センター窓口または、町ホームページからダウンロードできます。



9月21日～9月30日 秋の全国交通安全運動を実施

編集・問合せ先
函南町交通指導員会 広報部
(総務課内) 979-8102

9月21日(木)～9月30日(土)は、秋の全国交通安全運動期間です。「安全をつなげて広げて事故ゼロへ」をスローガンに、交通安全に関する意識の向上、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努め、交通事故防止のため活動します。今回の運動の重点目標を紹介します。

子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの基本的な交通ルールの周知をしていきます。通学路や幼稚園・保育園の散歩コースにおける見守り活動などを推進するとともに、運転手に対する歩行者保護意識の徹底を図るため、交通安全教育や広報啓発活動を推進します。



また、高齢者自身が加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を推進します。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止 および飲酒運転等の根絶

夕暮れ時と夜間の交通事故防止の特徴を踏まえた交通安全教育を推進します。自発光式などの反射材用品の着用や自動車・自転車前照灯の早めの点灯、ハイビームの活用などを推進します。

②飲酒運転の根絶
飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運転など、職域などにおける飲酒運転根絶への取り組みを推進します。



①自転車などのヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
安全確保
全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報活動を推進します。



②自転車の交通ルール遵守の徹底
自転車は車道通行が原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先などの通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守を徹底していきます。

信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止など交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守を徹底していきます。

危険! 「あおり運転」

「あおり運転」は、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる極めて悪質で危険な行為で、死傷事故も発生しており、近年では社会問題化しています。

妨害運転を受けるなどした場合は、サービスエリアやパーキングエリアなど、交通事故に遭わない場所に避難するとともに車外に出ることなく、ためらわずに110番通報してください。

車を運転する際は、周りに対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法で運転を心掛けて、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更は絶対に行わないようにしましょう。

夏の交通安全県民運動が実施されました

7月11日～7月20日に夏の交通安全県民運動が実施されました。一人ひとりが、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図ることを目的とし、運動期間初日には、函南町役場付近にて一斉街頭広報が実施されました。